

基安労発 0805 第 3 号
令和 8 年 8 月 5 日

公益社団法人
全国労働衛生団体連合会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

自動車運送事業者を対象としたドライバーのスクリーニング検査に係る
費用の助成制度の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度、国土交通省において、自動車運送業の労働者の健康起因事故防止を推進するための取組に対する支援のため、令和 8 年度「被害者保護増進等事業費補助金」(※)において、脳MR I 検診等に係る費用の補助が開始されました。厚生労働省としても、労働者の交通安全確保の観点から、当該制度をご活用いただき、事業場において脳MR I 検診等を実施いただくことが望ましいと考えております。

貴会におかれましても、制度の周知及び利用促進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該助成制度の申請受付期間は、令和 9 年 1 月 29 日（金）17 時までとなっておりますので、併せてご留意ください。

※令和 8 年度被害者保護増進等事業費補助金ホームページ

<https://hogo-zoushin.jp/>

<参考>

- ・「令和 8 年度被害者保護増進等事業費補助金 自動車運送事業者の安全対策補助金」(リーフレット)
- ・「ドライバーのスクリーニング検査の支援を開始します」(リーフレット)

自動車運送事業者の安全対策補助金

I. 自動車運送事業の安全総合対策事業

申請受付期間

令和8年7月31日(金)10時～令和9年1月29日(金)17時

※予算の執行状況に応じ、申請受付期間内であっても、受付を終了する場合がございます。

支援策名	補助対象事業者	補助対象経費	補助上限額(補助率) ※1事業者あたり
運行管理の高度化 に対する支援	自動車運送事業者 リース事業者	以下の機器を導入する事業に要する経費 ①デジタル式運行管理記録計 ②映像記録型ドライブレコーダー ③デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付き一体型を含む） ※機器ごとに上限金額あり	80万円(1/3) ※条件により補助上限額120万円となる場合や補助率1/2となる場合がございます。 詳細はHPIにてご確認ください。
過労運転防止のための先進的な取り組み に対する支援	自動車運送事業者 リース事業者	以下の機器を導入する事業に要する経費 ①ITを活用した遠隔地における点呼機器（IT点呼機器） ②遠隔点呼機器 ③自動点呼機器 ④運行中における運転手の疲労状態を測定する機器 ⑤休息期間における運転手の睡眠状態等を測定する機器 ⑥運行中の運行管理機器 ※一部機器ごとに上限金額あり	80万円(1/2)
健康起因事故防止を推進するための取り組み に対する支援	自動車運送事業者	以下の検査を事業用自動車の運転手に実施する事業に要する経費 ①睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査 ②脳MRI検診（頭部MRI検査、MRA検査） ③心臓超音波検査、心臓MRI、冠動脈CT、胸部単純CT検査、腹部単純CT検査、腹部超音波検査（腹部エコー検査） ④眼科検査（検診内容に視力検査、眼底検査、眼圧検査の全てを含むものに限る）	50万円(1/2)

申請受付期間

令和8年7月31日(金)10時～令和8年12月25日(金)17時

※予算の執行状況に応じ、申請受付期間内であっても、受付を終了する場合がございます。

支援策名	補助対象事業者	補助対象経費	補助上限額(補助率) ※1事業者あたり
社内安全教育の実施 に対する支援	自動車運送事業者	以下の外部教育を導入する事業に要する経費 ①事故防止コンサルティングの活用事業 ②貸切バス運転者の研修事業	▼①の場合 100万円(1/3) ▼②の場合 50万円(1/2)

補助対象期間 ※支援策共通

令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)

自動車運送業のみなさまの健康起因事故を防止するため、

ドライバーの

スクリーニング検査の 支援を開始します

支援対象



- 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査に係る経費
- 脳MRI検診（頭部MRI検査、MRA検査）に係る経費
- 心臓超音波検査、心臓MRI、冠動脈CT、胸部単純CT検査、腹部単純CT検査、腹部超音波検査（腹部エコー検査）に係る経費
- 眼科検査（検診内容に視力検査、眼底検査、眼圧検査の全てを含むものに限る）に係る経費

※健康保険適用外として実施されるものに限る。



自動車運送事業者(以下に該当する中小企業者)

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者

補助対象事業者



● 検査対象者 **バス** **タクシー** **トラック** のドライバーのみ

申し込みから交付までの流れ

交付決定

スクリーニング
検査の予約・受診

検査費用明細書
・領収書の用意

提出必須資料を全て
用意し、交付申請

額の確定後、
請求書を提出

補助金受領

検査申込兼委任状を
ご用意ください

検査人数を申告し、
審査が開始

検査費用明細書、領収書、
アンケートを提出

その他支援策に関する概要は裏面をご覧ください▶▶▶

令和8年度 被害者保護増進等事業費補助金

補助金サイトはこちら→

☎ 03-4446-4346 受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く
本事業は国土交通省に採択され、同省監督のもと TOPPAN 株式会社が事務局業務を運営しています。

